

飲酒運転検挙状況及び飲酒運転ゼロボックス受理・検挙状況等

【北海道飲酒運転の根絶に関する条例の制定経緯】

平成26年7月、小樽市において、将来ある若者が飲酒運転の車にひき逃げをされ、4人が死傷する悲惨な事故が発生しました。

また、平成27年6月には、砂川市において、飲酒運転の暴走車両に巻き込まれ、一家5人が死傷する大変痛ましい事故が発生しており、飲酒運転による重大事故が後を絶ちません。

こうした中、飲酒運転の根絶に取り組むべく、平成27年12月に「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が施行されました。

【北海道飲酒運転の根絶に関する条例の条文一部抜粋】

(道民の責務)

第5条 道民は、飲酒運転をしてはならない。

- 道民は、車両を運転することが見込まれる場合には、飲酒をしてはならない。
- 道民は、飲酒運転をしている者又はその疑いのある者を発見した場合には、飲酒運転を制止するよう努めるものとする。

(通報)

第10条 道民は、飲酒運転をしている者又はその疑いのある者を発見した場合には、その旨を警察官に通報するよう努めなければならない。

1 飲酒運転を伴う交通事故発生状況

	R2年	R3年	R4年	R5年9月末
発生件数	94	92	72	54 (+2)
死亡事故件数	7	5	4	4 (±0)
死者数	10	5	4	4 (±0)
傷者数	112	112	91	78 (+12)

2 飲酒運転検挙状況

	R2年	R3年	R4年	R5年9月末
検挙件数	802	696	705	538 (+37)

3 飲酒運転ゼロボックス受理・検挙状況(件数)

	R2年	R3年	R4年	R5年9月末	
飲 酒 運 転 情 報	運転手が判明する等有力な情報(件)	62	81	84	74 (+18)
	飲酒場所等が判明している情報(件)	98	75	41	50 (+26)
	参考情報(件)	69	111	150	94 (-30)
	合 計	229	267	275	218 (+14)
検挙状況(件)	14	10	9	4 (-3)	

※ 各表中の()は昨年同期比